

職場における新型コロナ対策 チェックリスト

このチェックリストで職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止するための基本的対策の実施状況についてご確認いただけたらと思います。

職場状況等によっては対応できないものもあるかもしれませんが、職場の実態を確認して全員がすぐにできることを確実に実施して頂くことが大切です。

1. 感染防止のための基本的な対策

チェック

1	咳エチケットを徹底している	
2	こまめな手洗いを徹底している	
3	人がよく触れる箇所の拭き取り・消毒を行っている	
4	出勤前の体温確認を徹底している	
5	入社時に、全員の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。 または、風邪症状や発熱があれば上司に報告させている	
6	長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している	
7	十分な栄養摂取と睡眠時間確保を意識するよう求めている	

2. クラスター発生予防のための対策

チェック

1	①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている	
2	職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている	
3	建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している	
4	電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう周知している	
5	在宅勤務・テレワークを推進している	
6	時差通勤、自転車通勤を活用している	
7	テレビ会議等により、人が集まる会議等をなるべく避けている	
8	対面での会議やミーティングは、人と人との距離を2m以上とる	
9	社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅をもたせている	

10	喫煙場所の利用を制限している	
11	職場では人と人との間に距離をなるべくあける	
12	外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避ける	

3. 風邪症状が出た場合等の対応

1	風邪症状が出た場合は、「出勤しない・させない」を徹底している	
2	「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄の相談先を周知している	

4. 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応

1	解雇その他の不利益な取り扱い、差別的な取り扱いを禁止することを周知・徹底している	
2	陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に連絡することを周知・徹底している	
3	陽性者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に連絡することを周知・徹底している	
4	陽性の報告を受け付ける事業場内の担当者を決め、周知している。 また、こうした情報を取り扱う担当者の範囲を決め、周知している	
5	陽性者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、周知している	
6	濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」「帰国者・接触者相談センター」を確認してある	

5. 感染防止に向けた行動変容

1	事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している	
2	安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマとして取り上げ、実現可能な対策を議論している	

〈厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためのチェックリスト」をもとに一部改変〉

参考
厚生労働省
☆新型コロナウイルスに関するQ&A
(企業の方向け)
☆新型コロナウイルス感染症の大規模な
感染拡大防止に向けた職場における
対応について(要請)(基安発0331第1号)

